

議案第70号

北本市農業ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正について

北本市農業ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市農業ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市農業ふれあいセンター設置及び管理条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「物産展示場及び」を「農産物販売施設、」に改め、「地域食材供給施設」の次に「及び産業振興拠点施設」を加える。

第4条第1号中「展示、」を「販売及び」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、センターの設置の」に改める。

第5条を次のように改める。

（休業日）

第5条 センターの休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長がセンターの管理上必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

第6条中「午前10時から午後6時まで」を「午前9時から午後6時まで」に改める。

第13条中「の施行」を「に定めるもののほか、センターの管理」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	使用料
農産物販売施設	売上額の2パーセント
地域食材供給施設1	売上額の2パーセント
地域食材供給施設2	売上額の2パーセント

備考

- 1 光熱水費等は、利用者が別途負担するものとする。
- 2 この表に掲げる使用料の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。